

令和2年第10回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和2年10月29日(木) 14時00分～14時45分

1 場 所 南有馬庁舎 3階大会議室

1 出席者の氏名

教育長	永 田 良 二
教育委員	近 藤 孝 信
教育委員	塩 田 絹 代
教育委員	吉 田 英 則
教育委員	松 尾 哲

1 欠席者の氏名

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	栗 田 一 政
教育総務課長	苑 田 和 良
学校教育課長	本 村 英 治
生涯学習課長	南 原 伸 治
スポーツ振興課長	岡 野 俊 作
世界遺産推進室長	松 本 慎 二
教育総務課総務班長	荒 木 一 弘
文化財課文化財班長	梶 原 知 治

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第49号 南島原市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱の一部を改正する告示について

報告第7号 南島原市立小・中学校における修学旅行の適切な実施等の促進に伴う取消料等補助金交付要綱の制定について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

第7 閉会

日程 第1 開会

永田教育長
永田教育長

＜開会あいさつ＞
それでは、只今から、「令和2年第10回定例会」を開会いたします。

日程 第2 前回会議録の承認

永田教育長

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人につきましては、吉田委員を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

＜令和2年第9回定例会…吉田委員が署名＞

日程 第3 会議録署名人の指名

永田教育長

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「松尾委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

＜異議なしの声＞

永田教育長

それでは、会議録署名人に「松尾委員」を指名いたします。

日程 第4 教育長報告

永田教育長

日程第4「教育長報告」を行います。

この報告につきましては、教育次長から説明させます。

教育次長

（別紙により、令和2年9月29日から令和2年10月27日までの諸会議及び諸行事の結果等の概要について報告）

永田教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、以上で、「教育長報告」を終わります。

日程 第5 議案審議

永田教育長

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

永田教育長

議案第49号「南島原市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第49号「南島原市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱の一部を改正する告示について」をご説明いたします。

提案理由としましては、年度途中で中学校が定める自転車通学区域の見直し並びに自転車通学区域への転居及び転入等が想定されるため、中学校入学時の保護者の負担軽減に限定することなく、自転車通学生徒に必要なヘルメットの購入の負担軽減を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

資料1ページをご覧ください。

改正内容としまして、第1条中「中学校入学時の保護者」を「保護者」に改める。また、附則としまして、「この告示は、令和2年10月30日から施行する。」

としております。

資料2ページには、新旧対照表を、3ページには、要綱の全文をお示ししております。

以上で、議案第49号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

吉田委員

ヘルメット購入時に、保険に加入はしていますか。また保険加入に関し補助は、あるのでしょうか。

学校教育課長

保険の加入状況については、把握しておりませんので、確認させていただき、後日、ご報告させていただきます。

なお、保険加入に関し補助はしておりません。

永田教育長

他にございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

「議案第49号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、報告第7号「南島原市立小・中学校における修学旅行の適切な実施等の促進に伴う取消料等補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

報告第7号「南島原市立小・中学校における修学旅行の適切な実施等の促進に伴う取消料等補助金交付要綱の制定について」をご説明いたします。

提案理由としましては、学校が修学旅行を中止又は実施方法の変更をした場合に発生する取消料等を市が補助することについて必要な事項を定めたので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は代理させる規則第5条の規定により報告するものであります。

資料1ページをご覧ください。

補助金交付要綱の全文を示しておりますが、要点についてご説明いたします。

第3条の補助対象経費ですが、「補助の対象となる経費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策により、市教育委員会の指導又は助言に沿って行われた修学旅行の中止又は実施方法の変更に伴い発生する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。」とし、「(1) 宿泊施設、見学施設、貸切りバス等の取消料、(2) 旅行企画料、(3) その他市長が認める経費」としております。

第4条の補助金の額ですが、「補助金の額は、前条に規定する補助対象経費相当額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、当該補助対象経費の額が予算の範囲を超える場合にあっては、予算の範囲内とする。」としております。

第5条の補助対象者ですが、「補助金の交付対象者は、修学旅行の中止又は実

施方法の変更に係る取消料等を負担する保護者とする。」としております。

資料2ページをご覧ください。

附則として、「この告示は、令和2年10月9日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。」としております。

資料3ページ以降は、本要綱に係る様式を示しております。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようです。

「報告第7号」につきましては、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

日程 第6 その他

永田教育長

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

永田教育長

第1号「準要保護 児童生徒 就学援助の認定について」を議題とします。

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

この案件は、非公開といたします。

〈非公開の説明〉

永田教育長

小学校 認定 2人

本件につきましては、認定の基準に該当しており、「就学援助」の対象者として認定しましたので、以上の報告をもって了承をお願いします。

永田教育長

次に、第2号「次回教育委員会定例会の開催について」を議題とします。

次回の定例会は、11月19日、木曜日、午後2時から開催する予定としておりますので、よろしくをお願いします。

永田教育長

最後に、第3号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

文化財班長

{南島原市文化財調査報告書(権現脇遺跡)について説明}

教育総務課長

{有家小学校新築工事の進捗状況について説明}

{学校給食センター新築工事の進捗状況について説明}

{学校給食センター公用車の交通事故(損害賠償)について説明}

教育次長

{第20回セミナーヨ版画展の中止について説明}

{第30回原城マラソン大会の延期について説明}

{令和3年南島原市成人式について説明}

学校教育課長

{GIGA(ギガ)スクール事業の進捗状況について説明}

永田教育長

他にございませんか。

特にないようですので、第3号の「その他」を終わります。

日程 第7 閉会

永田教育長

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。
委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 14時45分

会議録署名人

教育委員

記録職員